

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 6 月 9 日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ

3 代表者の氏名

伊藤 美奈

4 主たる事務所の所在地

四日市市川島町5930番地212

5 定款記載の目的

この法人は、障害者福祉の増進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

6 縦覧期間

令和 7 年 6 月 9 日 ～ 令和 7 年 6 月 23 日

特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ と称します。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県四日市市川島町 5930 番地 212 に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者福祉の増進に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 特別会員 障害児者本人及びその保護者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して財政支援等を行う個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければなりません。

- (1) 本会の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものであること。
 - (2) 障害者の人権を尊重し、障害者の社会参加推進に熱意と行動力を有するものであること。
 - (3) 法第2条の規定の精神を遵守するものであること。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
- 3 特別会員及び賛助会員は、前項第1項に掲げる各々の条件を備えなければなりません。
- 4 特別会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが第1項に掲げる各々の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
- 5 理事長は、第2項及び第4項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失います。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく前年度会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 即納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しません。

第4章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とします。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任し、総会において承認します。

- 2 理事長は、理事の互選とします。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができません。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理します。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しません。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(顧問)

第 20 条 この法人に、顧問をおくことができます。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱します。
- 3 顧問は、特定の事項について、理事会の諮問に応じます。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とします。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任の承認又は解任
- (7) 入会金及び会費の額の決定並びにその変更
- (8) 長期借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄の承認
- (9) その他運営に関する重要事項の承認

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集します。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 28 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければなりません。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができません。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全

員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなします。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条 1 項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなします。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければなりません。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなした日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 3 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集します。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 28 日以内に理事会を招集しなければなりません。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたります。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができます。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなします。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければなりません。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めます。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

（事業計画及び活動予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければなりません。

- 2 前項の規定による事業計画及び活動予算は、当該事業年度中の通常総会の承認を受けてなければなりません。

（暫定予算）

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができます。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければなりません。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更することができます。

2 理事会は、前項の場合、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとします。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければなりません。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わります。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、総会の承認を得なければなりません。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければなりません。
 - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。
 - 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となります。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の決議を経て、この法人と同様の目的をもつ法第11条第3項に掲げる者に譲渡するものとします。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章 事務局

(設置等)

- 第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置します。
- 2 事務局には、事務局長及び事務局付けの職員を置きます。
 - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免します。
 - 4 理事は、事務局長及び職員と兼職する事ができます。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めます。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行います。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めます。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とします。
理事長 伊藤美奈
理事 宇佐美哲也
理事 森本恵子
監事 小倉弘毅
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月の通常総会までとします。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとします。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、0円とします。

これは定款です。

特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ

理 事 伊藤 美奈

印

(設立認証申請添付書類 2)

役員名簿

特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ

役 名	(フリガナ) 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	イトウミナ 伊藤美奈	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
理事	ウサミテツヤ 宇佐美哲也		無
理事	モリモトケイコ 森本恵子		無
監事	オクラウキ 小倉弘毅		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

地域生活を希望する障害者に対して、障害福祉の増進に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とし、おもに、障害者の自立と共生社会（障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動を行っていく。

実際の活動としては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を、運営していく。

この活動に至るまでの趣旨として、障害者の地域での自立と共生社会の実現には、今なお、地域格差があり十分に、地域資源がすべての地域において充実していないことから、平成24年4月1日より施行された、障害者総合支援法により障害福祉サービスの充実等日常生活及び社会生活を総合的に支援されることとなりました。

私たちは、障害者総合支援法の基本理念にある「日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を、私たちの生活する地域においても実現していくことを願い、法人設立のために任意団体ヴィ・クオーレを発足しました。

2 申請に至るまでの経過

任意団体を発足し、津市での支援活動を検討し、地域社会における社会資源としての事業所の設置・運営することを目的に本支援活動を推進する団体として、その継続性の確保と責任をより明確にするために、特定非営利活動法人を設立しようとするものであります。特定非営利活動法人設立後は地域における社会資源の支援活動を更に有機的、計画的に推進していく所存であります。

これらのことを踏まえて、任意団体ヴィ・クオーレは、特定非営利活動法人ヴィ・クオーレとして、活動していく所存であります。

令和7年3月22日

特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ
設立代表者 三重県四日市市川島町 5930 番地 212

氏名 伊藤 美奈



令和 7年度 事業計画書

(法人成立の日 ～ 令和 8年 6月30日)

特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ

1 事業実施の方針

障害者福祉における、地域生活の場の提供のため、障害福祉サービス事業、地域生活支援事業を、おこなう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	共同生活援助事業の設置	毎日	四日市	5人	2人

↑ 職員 ↑ 利用者

(設立認証申請添付書類 9)

令和 8 年度 事業計画書

(令和 8 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 6 月 30 日)

特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ

1 事業実施の方針

障害者福祉における、地域生活の場の提供のため、障害福祉サービス事業、地域生活支援事業を、おこなう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	共同生活援助事業の設置	毎日	四日市	5人	4人

↑ 職員

↑ 利用者

令和 7年度 活動予算書
 法人設立の日から 令和 8年 6月 30日まで
 特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ

科目	金額 (円)	(単位: 円)
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4 事業収益		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	2,350,000	
利用者負担金収入	1,150,000	
他の補助金収入	0	
5 その他収益		
受取利息	10	
雑収益	0	
経常収益計		3,500,010
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
職員給与	1,500,000	
法定福利費	180,000	
福利厚生費	0	
人件費計	1,680,000	
(2) その他経費		
地代・家賃	600,000	
車両関連費	150,000	
消耗品費	100,000	
修繕費	25,000	
水光熱費	250,000	
通信費	100,000	
業務委託費	60,000	
保険料	80,000	
教養娯楽費	50,000	
食材	100,000	
衛生管理費	10,000	
雑費	150,000	
その他経費計	1,675,000	
事業費計		3,355,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
消耗品費		
賃借料		
研修費		
通信費		
印刷費		
保険料		
講師謝金		
雑費		
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		3,355,000
当期経常増減額		145,010
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		145,010
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		145,010

令和 8年度 活動予算書
 令和 8年 7月 1日から 令和 9年 6月 30日まで
 特定非営利活動法人 ヴィ・クオーレ

(単位:円)

科目	金額 (円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4 事業収益		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	4,700,000	
利用者負担金収入	2,300,000	
他の補助金収入	0	
5 その他収益		
受取利息	10	
雑収益	0	
経常収益計		7,000,010
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
職員給与	3,000,000	
法定福利費	360,000	
福利厚生費	0	
人件費計	3,360,000	
(2) その他経費		
地代・家賃	1,200,000	
車両関連費	300,000	
消耗品費	200,000	
修繕費	50,000	
水光熱費	500,000	
通信費	200,000	
業務委託費	120,000	
保険料	160,000	
教養娯楽費	100,000	
食材	200,000	
衛生管理費	20,000	
雑費	300,000	
その他経費計	3,350,000	
事業費計		6,710,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
消耗品費		
賃借料		
研修費		
通信費		
印刷費		
保険料		
講師謝金		
雑費		
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		6,710,000
当期経常増減額		290,010
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		290,010
前期繰越正味財産額		145,010
次期繰越正味財産額		435,020